

石巻地域体育協会連絡協議会表彰規定

- 第1条 本会員は、本会事業発展に功労のあった個人及び団体並びに本地域社会体育、スポーツ向上に勲功のあった個人及び団体にそれぞれ功労章、勲功章を贈る。
- 第2条 所属協会は、功労章並びに勲功章については、所定の様式によりその候補者を推薦する。ただし、推薦締め切り後に開催された大会の勲功章については、次年度に推薦することができる。推薦された候補者について役員会で選考し、決定する。
- 第3条 表彰は異なった受賞であれば重複を妨げない。ただし、勲功章については年1回のみとするが、特に勲功著しい者についてはこれを表彰することができる。

表 彰 基 準

【功 労 章】

- 1 本会所属協会からの推薦者であること。
- 2 年齢は12月31日をもって満55歳以上の者であること。
- 3 推薦者の人数は、別表1のとおりとする。
- 4 過去において本表彰を受賞していないこと。

【勲 功 章】

毎年次の事項に該当する者であること。

- 1 国際競技大会に日本代表選手として出場した者。
- 2 国体並びに全国大会において3位以上の成績を修めた者。
- 3 東北大会並びにそれに準ずる大会（6県以上参加の大会）において優勝した者及び大会新記録を樹立した者。
- 4 県大会において優勝した者。
- 5 前条4項の該当者を指導した者のうち特に勲功著しい者。
- 6 過去において表彰された者も対象とする。
- 7 被表彰者は原則として本会所属協会に加盟する者。

【申し合わせ事項】

- 1 学生・生徒は除く。ただし、定時制高校は該当するものとする。
- 2 スポーツ少年団は、スポーツ少年団本部主催の東北大会以上の大会で、3位までの者（団体）を表彰する。
- 3 各市町で当該年度表彰された者（される予定の者）は除く。

【功労章の推薦人数】

功労章の推薦人数は下記のとおりとする。

別表 1

市 町 名	石巻市	東松島市	女川町
推 薦 人 数	21名	6名	3名
功労章経費基準人数	7名	2名	1名

ただし、表彰に係る経費は次のとおりとする。

- 1) 功労章経費基準人数に定める人数分の経費は石巻地域体育協会が負担する。
- 2) 功労章経費基準人数を超える表彰者分については、推薦する各市町体育協会が負担する。